

答 申

- 1 市議会議員の議員報酬は、以下のとおり改定することが適当である。

(単位：円)

	改定額	現行額	引上額	引上率
議 長	670,000	640,000	30,000	4.7%
副議長	600,000	580,000	20,000	3.4%
議 員	560,000	550,000	10,000	1.8%

なお、市長及び副市長の給料月額は、改定せずに現行の額を据え置くことが適当である。

- 2 政務調査費の額は、改定せずに現行の額を据え置くことが適当である。

なお、政務調査費は議会の活性化を図り、以って市民の福祉の増進に資するために用いるよう要望する。

(参考意見)

- 1 常勤監査委員及び教育長の給料月額は、改定せずに現行の額を据え置くことが適当である。
- 2 市議会議員の期末手当の額は、市長、副市長その他の特別職との均衡を図ることが適当であることから、期末手当の額の算出にあたっては、常勤監査委員及び教育長と同様に市長等の例によることとすべきである。

審議の経過

2012年11月5日に市長から特別職の報酬等及び政務調査費の額について諮問を受け、都内26市、23区、近隣都市及び全国の類似都市の特別職の報酬等及び政務調査費の額並びに財政状況等の資料を参考に、諮問事項について公正な答申を行うため、計4回にわたって審議会を開催した。審議会においては各委員の率直な意見の交換を行い、様々な角度から比較検討を行った結果、次のような結論を得た。

1 報酬等の額について

(ア) 特別職の報酬等の額は、1997年1月1日の前回の改定から16年間という長期間にわたって同額で据え置かれている。

(イ) 前回の改定以降、他市では特別職の報酬等の額の引下げを行っている。また、一般職員についても、国や東京都と同様に基本給の引下げ改定及び期末勤勉手当の引下げが行われている。

(ウ) 特別職の報酬等の額は、他市との均衡、一般職員との整合性を図りつつ、特別職の職務と職責に応じた額にすべきである。

(2) 答申額の算出根拠について

(ア) 答申額の算出にあたっては、その算出の根拠及び過程に説得性や合理性があるかどうか重要であるとの考え方から、主に都内26市での比較において、特に人口及び財政状況について比較検討を行い、算出した。

(イ) 各特別職間の報酬等の額については、その職務と職責に応じた額を算出した。

(ウ) 特別給である期末手当の額は、景気の動向や市の財政状況等に応じて変動するものであり、毎月支給される報酬等と区別して算出した。

2 政務調査費の額について

現行の報酬等の額を次の理由により据え置くと判断した。

- (ア) 政務調査費の額は、2001年4月1日に議員1人当たり年額72万円（月額6万円）と設定して以降、改定が行われていない。
- (イ) 政務調査費の収支状況をみると、交付されている額では実際に要した費用を賄えず、不足分は会派の負担となっている。
- (ウ) 都内26市における町田市の政務調査費の交付額の順位は八王子市と並んで1位となっている。
- (エ) 2013年3月1日に政務調査費が政務活動費に改正の予定があり、政務活動費の額については、制度改正後の収支の実績をみてから改めて判断すべきである。
- (オ) 以上のことから、政務調査費の額については、今回は据え置くことと判断した。